

特別養護老人ホーム さくら聖母の園（介護老人福祉施設）運営規程

この運営規程において、社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園が開設する特別養護老人ホームさくら聖母の園における介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供し、福祉の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施するための措置を講じるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム さくら聖母の園
- (2) 事業所の所在地 新潟県上越市西城町2丁目3番20号

（入所者の定員）

第4条 事業所の利用者の定員は、100人とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上（嘱託、併設の短期入所生活介護事業所と兼務）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
 - (4) 看護職員 3人以上（常勤、専従）
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、機能訓練、事業所の衛生管理等の業務を行う。
 - (5) 介護職員 31人以上（常勤・非常勤、専従）
利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、併設の通所介護事業所と兼務）
利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 管理栄養士 1人以上（常勤、併設の通所介護事業所と兼務）
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤、専従）
利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。
 - (9) 宗教指導主事〔チャプレン〕 1人（常勤、専従）
本施設職員に神様の愛について、また心の問題等について適宜指導を行う。
- 2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

（施設サービスの内容）

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、食事の提供と栄養の管理、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、口腔衛生の管理、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その処遇を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。なお、緊急止むを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から利用料の1割の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

・ 1日当たり 1,600円

(2) 居住に要する費用

・ 多床室 1日当たり 915円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

・ 実費

(4) 理美容代

ア 理容 1回当たり 実費をご負担いただきます。

イ 美容 1回当たり 実費をご負担いただきます。

(5) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品及び医療に係る衛生材料等の費用

・ 実費

イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用

・ 実費

ウ インフルエンザ予防接種に係る費用

・ 実費

エ 預り金の出納管理に係る費用

・ 1月当たり 500円

オ 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代

・ 実費

3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

(2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。

(4) 利用者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提

- 出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
 - (6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、別に定める「入所者所持金等の取り扱い要項」を以って行う。

(非常災害対策)

- 第9条 事業所は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む訓練を地域消防署等の協力を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期すものとする。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に関催すること。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。
また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び職員に対して手洗いや手指消毒を励行する等衛生教育の徹底を図ること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 3 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(秘密の保持)

- 第11条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

する。

- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は個人情報の保護に関する法律に基づき、別に定める個人情報保護に対する基本方針及び個人情報管理規定により個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情等への対応)

- 第12条 事業所は、施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる場合でも差別的な扱いを行わない。

(地域との連携)

- 第13条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
 - 4 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 5 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底するものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 3 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時の対応方法)

第18条 事業所は、サービス提供中に入居者の病状等が急変した場合やその他必要が生じた場合に備え、あらかじめ嘱託医並びに協力医療機関の協力を得て、当該嘱託医並びに当該協力医療機関との連携方法、その他緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 事業所は、嘱託医及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時

における対応方法の見直しを行ない、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は、第10条第2項第3号及び第14条第1項第3号に規定する研修の他、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

(協力医療機関等)

第20条 事業所は、入居者の病状急変等に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす医療機関を定めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入居者の病状が急変した場合において、事業所の嘱託医又は協力医療機関及びその他の医療機関の医師が診察を行ない、入院を要すると認められた入居者の入院を、原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状等が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を上越市長に届け出るものとする。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、事業所における新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 4 事業所は協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うものとする。
- 5 事業所は、入居者が協力医療機関及びその他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び事業所に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 6 事業所はあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保及び職員の業務負担軽減に資する対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、入居者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、褥瘡の発生を予防するための体制の整備と、予防対策措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 4 事業所は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成24年3月20日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 この改正規定は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正規定は、令和6年8月1日から施行する。